ACSES ニュースレター_２１３０号（2021 年 6 月 25 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（23 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇化学物質モカでがん、4 人労災　国内初の認定、静岡などで<Web 報道>
◇エアコンから異臭、26 人搬送　　神奈川県立高、全員軽症<Web 報道>
◇その他の事故、事件
・労災の原因、パワハラが最多　精神障害、2 年連続更新<Web 報道>
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・警察庁がサイバー局を新設へ 自ら捜査する「直轄隊」も<新聞報道>
・ダイハツ 111 万台超リコール エンストの恐れも…<放送報道>
・鳥取大の事務職員 1 人をセクハラで懲戒処分停職 20 日<新聞報道>
□大災害、原発事故対策
[原子力施設全般]
・島根原発 2 号機、審査に「合格」　　中国電、文書を無断廃棄<Web 報道>
[大災害対策]
・東京 23 区の地下構造を 3D で　産総研が地盤図を公開<新聞報道>
・衛星や地図活用、災害予測を発信　建設コンサル大手、防災提案<Web 報道>
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇大学等関係
◇マスコミ報道　見出し
[3] 温暖化対策関係
◇気候変動の影響、想定より早期の恐れ　国連ＩＰＣＣ報告書草稿< Web 報道>
◇水素、生産も CO2 ゼロに　東電やエネオス、再生エネで<Web 報道>
[4] 調査、公募、意見募集等
　[公募結果、意見募集結果]　　２件
[5] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
　[開催案内]　　８件
[6] 海外の化学物質管理情報
○国際：3 件　　○欧州：16 件　　○米国：5 件　　○カナダ：1 件　　○韓国：1 件
○オーストラリア：１件
[付録]
◇雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 110 号）<官報>
◇新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 111 号）<官報>
◇工学系女子、社会変える　女子大初の工学部　奈良女<新聞報道>
◇「1 本 50 円」の格安自販機　京大熊野寮で撤去の危機<新聞報道>

令法（リョウブ）

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇化学物質モカでがん、4 人労災　国内初の認定、静岡などで

＜共同通信　2021 年 6 月 23 日＞　https://nordot.app/780391835984560128?c=39546741839462401

ウレタン防水材の原料となる化学物質「MOCA（モカ）」を取り扱い、ぼうこうがんを発症したと申請した男性 4 人が労災と認定されたことが 23 日、分かった。支援する全国労働安全衛生センター連絡会議によると、モカを取り扱った労働者がぼうこうがんで労災認定されるのは初めて。

厚生労働省はウェブサイトで事例を公表している。4 月末時点で 40～60 代の 4 人が認定され、うち 2 人は静岡、残りは埼玉労働局管内。モカの取り扱い期間は「約 4～14 年」、発症までの潜伏期間は「約 21～45 年」だった。

［備考］　＜ACSES 事務局調べ＞

化学物質「MOCA」について

https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11305000-Roudoukijunkyokuanzeneiseibu-Kagakubushitsutaisakuka/ref.pdf

○　３，３’－ジクロロ-４，４’-ジアミノジフェニルメタン

（略称 MOCA、MBOCA）

・別名　「4,4’-メチレンビス（2-クロロアニリン）」、「ビス（4 - アミノ-3-クロロフェニル）メタン」　など

・CAS 番号 101-14-4

◇エアコンから異臭、26 人搬送　　神奈川県立高、全員軽症

＜共同通信　2021 年 6 月 24 日＞　https://nordot.app/780726918092128256?c=39546741839462401

24 日午後 2 時 5 分ごろ、神奈川県平塚市田村 3 丁目の県立平塚湘風高で「エアコンをつけたら異臭がして、生徒が目や喉の痛みを訴えている」と 119 番があった。県警平塚署によると、2 年生 26 人が病院に搬送されたが、全員軽症。

署や県教委によると、午後 1 時半ごろ、2 年生の 3 クラス合同の選択科目の授業で教員が教室に入ると、生徒が体調不良を訴えた。エアコンから異臭がしたといい、配管などを調べたが、異常は確認できなかった。

当時教室にいた生徒は 33 人で、換気も行われていた。県教委は詳しい原因を調べる。

◇その他の事故、事件

・労災の原因、パワハラが最多　精神障害、2 年連続更新

＜共同通信　2021 年 6 月 23 日＞　https://nordot.app/780335247864430592?c=39546741839462401

厚生労働省は 23 日、仕事が原因でうつ病などの精神障害を患い、2020 年度に労災認定されたのは前年度比 99 件増の 608 件だったと発表した。1983 年度の統計開始以降、2 年連続で最多を更新した。原因別では、昨年、認定基準項目に追加された「パワーハラスメント」が 99 件で最も多かった。自殺（未遂含む）の認定は前年度比 7 人減の 81 人。新型コロナウイルス感染症に関連する認定も 7 件あった。

パワハラによる労災は近年、社会問題化してきた。パワハラの項目が新設されたことで、改めて、劣悪な職場環境がまん延している実態が浮き彫りになった。

・精神障害で労災認定最多更新

＜共同通信　2021 年 6 月 23 日＞　https://nordot.app/780334835484360704?c=39546741839462401

厚生労働省は 23 日、仕事が原因でうつ病などの精神障害を患い、2020 年度に労災認定されたのは前年度比 99 件増の 608 件だったと発表した。2 年連続で最多を更新。原因別ではパワーハラスメントが 99 件と最も多かった。

◇*事故・事件対策、措置、訴訟等*

・警察庁がサイバー局を新設へ 自ら捜査する「直轄隊」も

＜朝日新聞　2021 年 6 月 24 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP6S3DBNP6RUTIL06J.html

警察庁は 24 日、社会のデジタル化の進展やサイバー空間の脅威への対応を強化するため、「サイバー局」を新設する組織改編の構想をまとめた。警察庁が自ら捜査する「サイバー直轄隊」も設置する方針で、捜査は都道府県警が行うというこれまでの警察のあり方とは異なる形をとる。警察庁は来年の通常国会に警察法改正案を提出し、2022 年度にサイバー局や直轄隊を発足させたい考えだ。

現在は、不正送金などのサイバー犯罪は生活安全局が、先端技術を扱う企業や政府機関を対象にしたサイバー攻撃やサイバーテロは警備局がそれぞれ担当し、解析は情報通信局が担っている。案では、これらの部門を集約してサイバー局をつくる。情報通信局が所管する情報管理や通信施設の業務は長官官房に移し、技術政策を統括する部門を新たに設ける。

サイバー直轄隊は約 200 人の警察官で構成する計画。関東管区警察局の組織とし、サイバー局が指揮監督する。「重大な事案」に限って担当し、単独での捜査や都道府県警との合同捜査を想定している。警察庁が捜査を担うことで、国際捜査共助などが円滑に進む利点があるという。

・ダイハツ 111 万台超リコール エンストの恐れも…

＜テレ朝 news　2021 年 6 月 24 日＞　https://news.tv-asahi.co.jp/news_economy/articles/000220413.html

---

・鳥取大の事務職員 1 人をセクハラで懲戒処分停職 20 日

＜朝日新聞　2021 年 6 月 24 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP6R74C4P6RPUUB009.html

鳥取大は 23 日、部下だった女性職員にパワハラやセクハラ行為を繰り返したとして、50 代の男性事務職員を停職 20 日の懲戒処分にしたと発表した。処分は 22 日付。

人事課によると、男性職員は 2018 年度から 19 年度の間に、女性職員 2 人に対し、不要な自宅訪問 8 回、長時間の飲酒への同席 7 回などのハラスメント行為をしたという。19 年 12 月と 20 年 8 月、女性職員がそれぞれ学内のハラスメントの相談員に訴えて判明した。

□*大災害、原発事故対策*

[原子力施設全般]

・島根原発 2 号機、審査に「合格」　　中国電、文書を無断廃棄

＜共同通信　2021 年 6 月 23 日＞　https://nordot.app/780277079039524864?c=39546741839462401

原子力規制委員会は 23 日の定例会合で、中国電力島根原発 2 号機（松江市）の安全対策が、新規制基準に適合しているとする「審査書案」を了承、一般からの意見公募を行うことを決めた。事実上の審査合格。

一方、中国電に貸し出していたテロ対策施設関連の非公開文書を、中国電が無断で廃棄していたことが判明したとして、事実関係の調査を進めることも決めた。規制委事務局によると、中国電から 21 日、「誤ってシュレッダーにかけて廃棄してしまった」との報告があったという。

中国電は再稼働に向け、本年度内の安全対策工事完了を目指す。

[大災害対策]

・東京 23 区の地下構造を 3D で　産総研が地盤図を公開

＜朝日新聞　2021 年 6 月 24 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP6R5GNZP63ULBJ00J.html

東京 23 区の地下深くの地質構造を立体的に表した 3 次元地質地盤図を、産業技術総合研究所（産総研）の研究チームが公開した。地震の揺れが大きくなりやすい軟らかい泥の場所が詳しく示されたほか、地盤が固いと思われていた西側の地域にも泥の領域が広がっていることが分かった。研究者は、自分の住む場所の地下構造を確かめ、防災意識を高めてほしいとしている。

氷期だった約 2 万年前、海面は現在より 100 メートル以上低かったとされる。現在の葛飾区や江戸川区、江東

区といった 23 区の東側の地域は、川の流れで削られて深い谷ができた。その後、1 万年前ごろから地球は温暖になって海面が上昇。こうした谷には上流から軟らかい泥が流れ込んだ。

谷を軟らかい泥が埋めた地層は「埋没谷」と呼ばれ、地震の揺れが大きくなりやすい。2011 年の東日本大震災では、湾岸地域を中心に地盤が液状化し、上下水道や建物が被害を受ける例が相次いだ。

産総研のチームは、都内の土…

・衛星や地図活用、災害予測を発信　建設コンサル大手、防災提案

＜共同通信　2021 年 6 月 23 日＞　https://nordot.app/780312056790040576?c=39546741839462401

衛星や地図情報を組み合わせた新しい防災情報サービスを、建設コンサルタント大手の日本工営が始めた。全国各地の土木､建築事業で蓄積した地質の情報を基に水害や土砂災害の危険性を可視化し､予測できるのが特長。自治体や高速道路などのインフラ事業者向けに情報発信し、防災や減災に生かす。

衛星放送のスカパーJSAT（東京）や地図情報のゼンリンと業務提携。長雨や台風、地震などによる被害の軽減に役立てる。

建設コンサルの調査力を強みに、建築物や橋などのインフラ、山の斜面などを監視し、土地や地盤の特性から雨による浸水や斜面崩落の危険性を人工知能（AI）で予測する。

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・「変異株 B.1.617 指定国・地域に該当する国・地域について」「新型コロナウイルス変異株流行国・地域への新たな指定について 」を更新しました

＜厚生労働省　2021 年 6 月 24 日＞

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港検疫）

＜厚生労働省　2021年6月24日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E-hy1M7MeU5DvL6BY

・新型コロナウイルス感染症（変異株）の患者等の発生について（空港検疫）

＜厚生労働省　2021年6月24日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2jyVE5M-c7DPD0BY

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和３年６月24日版）

＜厚生労働省　2021年6月24日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2jyVE5M-c7DPDwBY

◇マスコミ報道　見出し

・ビール消費量が増える夏、コロナ「第５波」が到来か？

大阪の専門家が指摘する酒類の出荷量と感染者数の相似

＜共同通信　2021 年 6 月 23 日＞　https://nordot.app/778538199226695680

・東京で感染再拡大の兆候 政府 酒類提供制限要請など対策徹底へ

＜NHK　2021 年 6 月 25 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210625/k10013102761000.html

・モスクワ 記録的な暑さ 感染も再び急拡大「マスクの着用を」

＜NHK　2021 年 6 月 25 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210625/k10013102601000.html

---

[対策・予防]

◇雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 110 号）

［官報］　令和 3 年 6 月 23 日　特別号外　第 53 号　1～5 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210623/20210623t00053/20210623t000530001f.html

◇新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部を

改正する省令（厚生労働省令第 111 号）
［官報］ 令和 3 年 6 月 23 日 特別号外 第 53 号 5～6 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210623/20210623t00053/20210623t000530005f.html

→ 末尾［付録］

◇省庁発表
・検査証明書の提示について掲載しました。
＜厚生労働省 2021 年 6 月 24 日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html

---

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・ワクチン接種後 発熱時服用できる解熱鎮痛剤の成分示す 厚労省
＜NHK 2021 年 6 月 24 日＞ https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210624/k10013101541000.html
新型コロナウイルスのワクチン接種が進む中、厚生労働省は、接種後、発熱などが出た場合に服用できる解熱鎮痛剤の成分を初めて示しました。
接種後に服用できる解熱鎮痛剤の成分として厚生労働省が示したのは▽アセトアミノフェン、▽イブプロフェン、▽ロキソプロフェンなどです。
厚生労働省は、当初、解熱鎮痛剤の成分を具体的に示していませんでしたが 6 月に入ってドラッグストアを経営する複数の企業から、「アセトアミノフェンを成分とする市販薬が品薄になっている」と報告が寄せられたということです。
このため厚生労働省は、アセトアミノフェン以外を成分とする市販薬も服用できることをホームページで明示し、全国のドラッグストアや業界団体などにも通知しました。
一方、妊娠中の女性などは、服用できる薬が限られていることがあるため、事前に主治医や薬剤師に相談してほしいとしています。
厚生労働省は、「接種後に服用できる解熱鎮痛剤は、種類も豊富で在庫も十分にあるので、接種を受ける予定があっても焦らないでほしい」と呼びかけています。

ドラッグストアでは

千葉県内のドラッグストアの店舗では、アセトアミノフェンを含む解熱鎮痛剤を求める客が多く、現在も一部の商品は品薄になっています。
厚生労働省の通知を受け、18 日の週からは売り場に「アセトアミノフェンだけでなくイブプロフェンやロキソプロフェンなどもお使いいただけます」と貼り紙をし、口頭でも説明しているということです。
この店舗では、イブプロフェンやロキソプロフェンなどを含む解熱鎮痛剤を合わせて 20 種類以上取り扱っていて、在庫も十分にあるということです。
「マツモトキヨシホールディングス」の佐竹司早薬剤師は、「アセトアミノフェンが入っていなければだめだと思っていらっしゃるお客様も多く、『報道で特定の商品が紹介されているのを見た』という声も聞かれます。薬を必要としている方の不安を解消できるよう薬剤師などが相談に乗っていきたい」と話していました。

妊婦やほかの薬の服用者などは注意を

市販の解熱鎮痛剤を服用する際に注意が必要とされているのは▽妊娠や授乳をしている人、▽ほかの薬を服用している人、▽薬などでアレルギー症状やぜんそくを起こしたことがある人、▽高齢者、▽胃潰瘍などの病気で治療を受けている人などで、厚生労働省は主治医や薬剤師に相談するよう呼びかけています。
また、接種後に激しい痛みや高熱などの重い症状が出たり、長く続いたりする場合も事前に相談してほしいということです。
一方、接種後に痛みや発熱などの症状が出るのを予防するために解熱鎮痛剤を繰り返し服用することは推奨していないとしています。

・新型コロナワクチンに係る自治体向け通知・事務連絡等
＜厚生労働省　2021年6月24日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=yTKoDhQWo5SZZmFbY

・職域接種に関するお知らせ
＜厚生労働省　2021年6月24日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Jd5E4vj6T3hlioy3Y

・ファイザー副反応、１００万回に１０回　モデルナは基準該当なし―厚労省部会
＜時事ドットコム　2021年6月23日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021062301266&g=soc
　厚生労働省は２３日の専門部会で、米ファイザー製新型コロナウイルスワクチンの副反応のうち、強いアレルギー反応アナフィラキシーの報告件数が１３日時点で１００万回当たり１０件だったと明らかにした。５月３０日時点の１３回から減少した。
　今月１３日時点の接種回数は約２３２４万回で、アナフィラキシーは２３８件だった。一方、米モデルナ製の同日時点の接種回数は約４４万回で、医療機関からはアナフィラキシー疑いが４件報告されたが、国際基準に該当する症例はなかった。
　ファイザー製ワクチン接種後の死者は１８日までに新たに１５９人報告され、計３５５人となった。老衰なども含まれ、接種との因果関係が認められた死者はいない。モデルナ製の接種後の死者は１人確認され、専門家が因果関係の有無を調べている。
・ワクチン副反応「重大懸念なし」　厚労省専門部会
＜共同通信　2021年6月23日＞　https://nordot.app/780439929593626624?c=39546741839462401
　厚生労働省は23日、米ファイザー製の新型コロナウイルスワクチンの接種後、重いアレルギー反応が出るアナフィラキシーと診断された症例は、13日までに接種約2324万回のうち238件だったと公表した。100万回当たりでは10件。多くは軽快し、同省の専門部会は「重大な懸念は認められない」とした。
　厚労省によると、死亡例は前回会合の6月9日から18日までに、ファイザー製で159人、米モデルナ製で1人の計160人だった。モデルナ製接種後の死亡例公表は初めて。ワクチンとの因果関係は79人が分析中で、残りは関係が認められないか、評価できないとされた。

・CDC 心筋炎「接種と関連の可能性」“恩恵はリスク上回る”声明
＜NHK　2021年6月24日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210624/k10013100931000.html
アメリカのCDC＝疾病対策センターは、ファイザーなどが開発した新型コロナウイルスワクチンとモデルナのワクチンを接種した、主に若い世代で、心臓の筋肉に炎症が起きる「心筋炎」などの症状が報告されていることについて「ワクチンの接種と関連している可能性がある」とする見解を明らかにしました。一方で、CDCやアメリカ厚生省などは、ワクチンでもたらされる恩恵はリスクを上回るとする声明を共同で出し、引き続き若い世代も接種するよう呼びかけました。
CDCは23日、外部の専門家による委員会で、接種後の健康への影響を自主的に報告するシステムを通じて、ファイザーとモデルナのワクチンの接種後に「心筋炎」や心臓を包む膜に炎症が起きる「心膜炎」の症状を示したという暫定的な報告が、今月11日までに1226人から寄せられたと公表しました。
これらの症状はワクチンを接種していなくても起きることがありますが、主に10代から20代の若い世代で通常想定されるよりも報告数が多いことがわかり、特に女性より男性で、2回目の接種のあとに多いということです。
一方、報告のうち、CDCの基準で症状が確認できた29歳以下の323人について経過を調べたところ、入院した309人のうち9人は今月11日の時点でも入院中でしたが、295人はすでに退院し、このうち79%の218人は回復したことを確認したということです。
ファイザーとモデルナのワクチンはこれまでにアメリカで合わせて3億回以上接種されていて、CDCは、39歳以下での2回目の接種後の心筋炎などの頻度は100万回当たり12.6例程度だと分析しています。
CDCの専門家は「ワクチンの接種と関連している可能性があるが発生はまれだ」との見解を示し、今後もデータの収集と分析を進めるとしています。
今回の発表に合わせてCDCやアメリカ厚生省、それに複数の医療の専門団体は「こうした症状は極めてまれで、

若い世代ではほとんどが軽い症状にとどまっている。ワクチンは自分と周囲の人間を守り、その恩恵はリスクを上回る」とする声明を共同で出し、引き続き若い世代も接種するよう呼びかけました。
国内の状況は
厚生労働省によりますと、国内では、今月 13 日の時点で、ファイザーの新型コロナウイルスワクチンの接種を受けた人のうち 25 歳から 72 歳の男女 11 人に心筋炎や心膜炎の症状が確認されています。
接種を受けた人は 1714 万人あまりで、およそ 156 万人に 1 人の割合となっています。
このうち 72 歳の女性が死亡し、接種との因果関係については「評価不能」としています。
11 人のうち、9 人は 2 回目の接種のあとに発症し、8 人は男性だということです。
一方、モデルナのワクチンの接種を受けた人で、今月 13 日までに症状が報告された人はいませんでした。
厚生労働省は「現時点では接種による重大な懸念は認められず、メリットが上回る」として、国内外の情報を注視しつつ、接種を進める方針を決めています。
一方で「正確な比較は困難だが、若年の男性では接種を受けた人のほうが発症する頻度が高い可能性がある」として接種後に胸の痛みや息苦しさなどを感じた場合は積極的に医療機関を受診するよう呼びかけています。

・新型コロナワクチン　接種前に知っておきたい素朴な疑問Q＆A
＜時事ドットコム　2021 年 6 月 21 日＞　https://www.jiji.com/jc/v4?id=20210621covid190002

・職域接種の申請、一時休止　モデルナのワクチン不足―政府
＜時事ドットコム　2021 年 6 月 23 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021062301133&g=pol

・ワクチン市場規模、最大 8 兆円に 日本の契約金額は非公表
＜朝日新聞　2021 年 6 月 24 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/90baf71b39535f4f0deb401db2ba52131d940617

・コロナワクチン接種、開業医「負担重すぎる」　通常診療に影響も
＜京都新聞　2021 年 6 月 24 日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/578954

・NYT 紙「中国製ワクチン接種の国で感染拡大」
＜テレ朝 news　2021 年 6 月 24 日＞
https://news.tv-asahi.co.jp/news_international/articles/000220343.html
---

◇大学等関係
・各大学の「新型コロナウイルス感染症」の対応について【神奈川～九州・沖縄】(6/24 更新)
＜大学プレスセンター　2021 年 6 月 24 日＞　https://www.u-presscenter.jp/article/post-43302.html

・各大学の「新型コロナウイルス感染症」の対応について【北海道～東京】(6/11 更新)
＜大学プレスセンター　2021 年 6 月 11 日＞　https://www.u-presscenter.jp/article/post-43243.html
---

◇マスコミ報道　見出し
・小規模飲食店対策は空調と仕切り　変異株は短時間でリスク増
＜共同通信　2021 年 6 月 24 日＞　https://nordot.app/780417378573975552?c=39546741839462401

・スイス、規制を大幅緩和　屋外でのマスク義務全廃へ
＜共同通信　2021 年 6 月 24 日＞　https://nordot.app/780550254014824448?c=39546741839462401
****

[3] *温暖化対策関係*

◇気候変動の影響、想定より早期の恐れ　国連ＩＰＣＣ報告書草稿

＜ＡＦＰ＝時事　2021 年 6 月 24 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=20210624041696a&g=afp

人類が温室効果ガスの排出を抑制できたとしても、気候変動により地球上の生命の在り方は今後数十年で根本的に変化する――ＡＦＰは、国連の「気候変動に関する政府間パネル（ＩＰＣＣ）」の報告書草稿を独自に入手した。

ＩＰＣＣはこの中で、種の絶滅、疾病のまん延、命を脅かすほどの酷暑、生態系の崩壊、都市に迫る海面上昇の脅威といった気候変動による破滅的な影響は加速しており、今生まれた子どもが３０歳になる前に、明らかな影響が出てくるのは避けられないと指摘している。

「最悪の事態はまだこれからだ。われわれの子どもや孫の生活への影響は、現在われわれが受けているものを大きく上回る」としている。

４０００ページに及ぶ報告書は、気候変動が世界に与える影響について、これまでで最も包括的にまとめたものとなる。

報告書は、重要な政策決定に影響を与えることを目的としているが、公開は２０２２年２月を予定している。今年は気候、生物多様性、食料システムに関する国連のサミット開催が予定されており、科学者からは報告書の公開が遅すぎるとの声も上がっている。

２０１５年に２００か国近くが採択した地球温暖化対策の国際枠組み「パリ協定」では、気温上昇を２度に抑える、可能ならば１．５度に抑えるという目標を掲げている。

報告書の草稿は、気温上昇が１．５度以上となるだけでも「数世紀に及ぶ、着実に深刻度が増す影響を引き起こし、不可逆的な結果を生むこともある」と指摘している。

世界気象機関（WMO）は先月、地球の年間平均気温が２０２６年までに少なくとも１回、１．５度以上の上昇を記録する確率は４０％との予測を発表した。

そうなってしまったら、一部の動植物にとっては、もう手遅れとなるかもしれない。

ＩＰＣＣの報告書草稿は、「気温上昇が１．５度に抑えられたとしても、多くの生物が適応できる範囲以上の環境変化がある」としている。

慢性的な飢餓に直面する人は２０５０年までに数千万人増える他、社会格差が拡大すると極度の貧困に陥る人が１０年以内に１億３０００人増える恐れがあるという。

また２０５０年には、気候危機の最前線にある沿岸部の都市では何億人もが、海面上昇を原因とする洪水の危機や増加する高潮に直面する見込みだ。

都市部では干ばつによる深刻な水不足が起こり、その影響を受ける住民は気温上昇幅が１．５度なら約３億５０００万人、２度なら４億１０００万人増えるとされる。

さらに気温の上昇幅が２度になると、生命の危険がある極度の熱波に見舞われる人は４億２０００万人増える。

◇水素、生産も CO2 ゼロに　東電やエネオス、再生エネで

＜共同通信　2021 年 6 月 23 日＞　https://nordot.app/780312740157816832?c=39546741839462401

東京電力や ENEOS（エネオス）ホールディングスが次世代エネルギーの水素を、環境の負荷を一段と抑えて利用しようと模索している。水素は使用時に二酸化炭素（CO2）を排出しないが、石炭や天然ガスから水素を生産する際に CO2 が発生してしまう。太陽光や風力などの再生可能エネルギーによって水を電気分解してつくれば、生産時に CO2 を出さない。石炭などから生産するのに比べ、割高な費用を引き下げるのが課題だ。

東京電力ホールディングスは甲府市で、電気分解によってつくった水素を近隣の工場やスーパーのボイラーで燃やし、熱エネルギーを利用する実証実験を 6 月に始めた。

****

[4] ***調査、公募、意見募集等***

[公募結果、意見募集結果]

◇令和３年度「国家課題対応型研究開発推進事業　（原子力システム研究開発事業）」の採択課題の決定について

＜文部科学省　2021 年 6 月 24 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af4vac1UkwjirRbK

◇令和３年度「国際原子力人材育成イニシアティブ事業（原子力人材育成等推進事業費補助金）」の新規採択課題の決定について

＜文部科学省　2021 年６月 24 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af4vac1UkwjirRbL

****

[5] *関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等*

[開催案内]

・食品安全委員会（第822回）の開催について【6月29日開催】

＜内閣府　2021年6月24日＞　http://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/annai/annai822.html

（１）添加物専門調査会における審議結果について

・「添加物に関する食品健康影響評価指針（案）」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

（２）遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

・「DSM32805 株を利用して生産されたキモシン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

（３）食品安全基本法第２３条第１項第２号の規定に基づき委員会が自ら行う食品健康影響評価及び同法第２４条の規定に基づく委員会の意見について

・「鉛」に係る食品健康影響評価について

（４）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見について

・農薬「ピラフルフェンエチル」に係る食品健康影響評価について

・農薬「フルフェノクスロン」に係る食品健康影響評価について

・遺伝子組換え食品等「除草剤グリホサート誘発性雄性不稔並びに除草剤ジカンバ、グルホシネート、アリルオキシアルカノエート系及びグリホサート耐性トウモロコシ MON87429 系統」に係る食品健康影響評価について

（５）六価クロムワーキンググループの廃止について（案）

（６）器具・容器包装専門調査会で調査審議されていた案件の取扱いについて（案）

（７）食品安全委員会委員としてのこの３年間を振り返って

（８）その他

・食品安全委員会（第823回）の開催について【7月1日開催】

＜内閣府　2021年6月24日＞　http://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/annai/annai823.html

（１）井上内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全担当）挨拶

（２）委員紹介

（３）委員長選出

（４）食品安全委員会委員の専門調査会及びワーキンググループの担当について（案）

（５）その他

・農薬第二専門調査会（第10回）の開催について【7月5日開催】

＜内閣府　2021年6月24日＞

http://www.fsc.go.jp/senmon/nouyaku/annai/nouyaku_annai_dai2_senmon_10.html

（１）座長の選出、座長代理の指名

（２）その他

・農薬第二専門調査会（第 11 回）の開催について（非公開）【7 月 5 日開催】

＜内閣府　2021 年６月 24 日＞

http://www.fsc.go.jp/senmon/nouyaku/annai/nouyaku_annai_dai2_senmon_11.html

（１）農薬（フェンピロキシメート）の食品健康影響評価について

（２）その他

・薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会遺伝子組換え食品等調査会（オンライン会議）資料　6 月 25 日

＜厚生労働省　2021 年６月 24 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=_wSeOCIglaKvUFVtY

１．ゲノム編集技術を利用して得られた魚類の食品衛生上の取扱いについて（まとめ）

２．その他

・ALPS 処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議ワーキンググループ（第３回）を開催します

6 月 25 日

＜経済産業省　2021 年 6 月 24 日＞

https://www.meti.go.jp/press/2021/06/20210623003/20210623003.html?from=mj

・世界全体でのカーボンニュートラル実現のための経済的手法等のあり方に関する研究会（第６回）

＜経済産業省　2021 年 6 月 24 日＞

https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/40766

・デジタル教科書の普及促進に向けた技術的な課題に関するワーキンググループ（第１回）　　7 月 15 日

＜文部科学省　2021 年 6 月 24 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af4vac1UkwjirRbI

1. 本会議における検討事項について

2. その他

****

[13] ***海外の化学物質管理情報***　　＜NITE 化学物質管理関連情報　第 543 号　2021 年 6 月 23 日　から＞

〇国際

・OECD Test Guidelines for Chemicals

＜経済協力開発機構(OECD) 2021 年 6 月 14 日＞

https://www.oecd.org/chemicalsafety/testing/oecdguidelinesforthetestingofchemicals.htm

OECD は、皮膚感作への定義されたアプローチに関する新しいガイドライン（OECD GL No. 497）を発表した。

Guideline No. 497　→

https://www.oecd-ilibrary.org/environment/guideline-no-497-defined-approaches-on-skin-sensitisation_b92879a4-en

また、OECD 加盟国および化学品安全性のデータ相互受理(MAD)システムを遵守する諸国が、2021/6/14 に化学物質の試験に関する以下の、新しい、更新された、および修正された試験ガイドラインを採択したと報じている。

(新しい試験ガイドライン)・Test Guideline: No. 249、 No. 250、No.498

・Guideline No.497:

(更新されたガイドライン)・Test Guideline No. 439、 No. 442C、No. 494、 No. 509

(修正されたガイドライン)・Test Guideline No. 208 、 No. 405、 No. 406、 No. 455

・Test No. 405: Acute Eye Irritation/Corrosion

＜経済協力開発機構(OECD)　2021 年 6 月 17 日＞

https://www.oecd.org/env/ehs/testing/test-no-405-acute-eye-irritation-corrosion-9789264185333-en.htm

OECD は、化学物質の健康への影響に関する試験ガイドライン No. 405 In Vivo 眼刺激性/眼に対する重篤な損傷性(2021/6/14)（ガイドライン旧名称は「急性眼刺激性/腐食性」）を掲載した。

Test Guideline No. 405 In Vivo Eye Irritation/Serious Eye Damage　→

https://www.oecd-ilibrary.org/environment/test-no-405-acute-eye-irritation-corrosion_9789264185333-en

・Test No. 455: Performance-Based Test Guideline for Stably Transfected Transactivation In Vitro Assays to Detect Estrogen Receptor Agonists and Antagonists

＜経済協力開発機構(OECD)　2021 年 6 月 17 日＞

https://www.oecd.org/env/ehs/test-no-455-performance-based-test-guideline-for-stably-transfected-transactivation-in-vitro-assays-to-detect-estrogen-receptor-9789264265295-en.htm

OECD は、試験ガイドライン No. 455 化学物質のエストロゲンアゴニスト活性の検出を目的とした、安定に形質移入されたヒトエストロゲン受容体-α の転写活性化試験（2021/6/14)を掲載した。

Test Guideline No. 455 Performance-Based Test Guideline for Stably Transfected Transactivation In Vitro Assays to Detect Estrogen Receptor Agonists and Antagonists　→

https://www.oecd-ilibrary.org/environment/test-no-455-performance-based-test-guideline-for-stably-transfe

cted-transactivation-in-vitro-assays-to-detect-estrogen-receptor-agonists-and-antagonists_9789264265295-en

---

○欧州

・Electrical equipment - mercury in non-linear tri-band phosphor lamps　(RoHS exemption)

＜欧州委員会(EC)　2021 年 6 月 14 日＞

https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/13075-Electrical-equipment-mercury-in-non-linear-tri-band-phosphor-lamps-RoHS-exemption-_ja

欧州委員会は、科学技術の進歩に適合させるため、非直管の 3 波長形蛍光ランプ中の水銀の使用免除に関して欧州 RoHS 指令の附属書 III を改正する欧州委員会委任指令(案)を公開し、2021/7/12 までの意見募集を開始した。この委員会委任指令(案)は、RoHS 指令附属書 III のエントリー 2(b)(3) を改正するもの。

・Electrical equipment - mercury in fluorescent lamps for other general　lighting & special purposes (RoHS exemption)

＜欧州委員会(EC)　2021 年 6 月 14 日＞

https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/13076-Electrical-equipment-mercury-in-fluorescent-lamps-for-other-general-lighting-&-special-purposes-RoHS-exemption-_ja

欧州委員会は、科学技術の進歩に適合させるため、一般照明用および特殊用のその他のランプ中の水銀の使用免除に関して欧州 RoHS 指令の附属書 III を改正する欧州委員会委任指令(案)を公開し、2021/7/12 までの意見募集を開始した。この委員会委任指令(案)は、RoHS 指令附属書 III のエントリー 2(b)(4) を改正するもの。

・Electrical equipment - mercury in cold cathode & external electrode　fluorescent lamps (RoHS exemption)

＜欧州委員会(EC)　2021 年 6 月 14 日＞

https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/13077-Electrical-equipment-mercury-in-cold-cathode-&-external-electrode-fluorescent-lamps-RoHS-exemption-_ja

欧州委員会は、科学技術の進歩に適合させるため、特殊用途の冷陰極蛍光ランプおよび外部電極蛍光ランプ中の水銀の使用免除に関して欧州 RoHS 指令の附属書 III を改正する欧州委員会委任指令(案)を公開し、2021/7/12 までの意見募集を開始した。この委員会委任指令(案)は、RoHS 指令附属書 III のエントリー 3(a)、3(b)、および 3(c) を改正するもの。

・Electrical equipment - mercury in other low pressure discharge lamps (RoHS exemption)

＜欧州委員会(EC)　2021 年 6 月 14 日＞

https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/13078-Electrical-equipment-mercury-in-other-low-pressure-discharge-lamps-RoHS-exemption-_ja

欧州委員会は、科学技術の進歩に適合させるため、その他の低圧放電ランプ中の水銀の使用免除に関して欧州 RoHS 指令の附属書 III を改正する欧州委員会委任指令(案)を公開し、2021/7/12 までの意見募集を開始した。この委員会委任指令(案)は、RoHS 指令附属書 III のエントリー 4(a) を改正するもの。

・Electrical equipment - mercury in other high pressure sodium lamps for general lighting purposes (RoHS exemption)

＜欧州委員会(EC)　2021 年 6 月 14 日＞

https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/13079-Electrical-equipment-mercury-in-other-high-pressure-sodium-lamps-for-general-lighting-purposes-RoHS-exemption-_ja

欧州委員会は、科学技術の進歩に適合させるため、一般照明用の他の高圧ナトリウムランプ中の水銀の使用免除に関して欧州 RoHS 指令の附属書 III を改正する欧州委員会委任指令(案)を公開し、2021/7/12 までの意見募集を開始した。この委員会委任指令(案)は、RoHS 指令附属書 III のエントリー4(c)、4(c)-I、4(c)-II、および 4(c)-III を改正するもの。

・Electrical equipment - mercury in metal halide lamps (RoHS exemption)

＜欧州委員会(EC)　2021 年 6 月 14 日＞

https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/13080-Electrical-equipment-merc

ury-in-metal-halide-lamps-RoHS-exemption-_ja
欧州委員会は、科学技術の進歩に適合させるため、メタルハライドランプ中の水銀の使用免除に関して欧州 RoHS 指令の附属書 III を改正する欧州委員会委任指令(案)を公開し、2021/7/12 までの意見募集を開始した。この委員会委任指令(案)は、RoHS 指令附属書 III のエントリー4(e)を改正するもの。

・Electrical equipment - mercury in other discharge lamps for special purposes (RoHS exemption)
＜欧州委員会(EC)　2021 年 6 月 14 日＞
https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/13081-RoHS-exemption-for-the-use-of-mercury-in-other-discharge-lamps-for-special-purposes_ja
欧州委員会は、科学技術の進歩に適合させるため、特殊な目的のためのその他の放電ランプ中の水銀の使用免除に関して欧州 RoHS 指令の附属書 III を改正する欧州委員会委任指令(案)を公開し、2021/7/12 までの意見募集を開始した。この委員会委任指令(案)は、RoHS 指令附属書 III のエントリー4(f)を改正するもの。

・Electrical equipment - mercury in single capped (compact) fluorescent lamps for special purposes (RoHS exemption)
＜欧州委員会(EC)　2021 年 6 月 17 日＞
https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/13085-Electrical-equipment-Mercury-in-single-capped-compact-fluorescent-lamps-for-special-purposes-RoHS-Exemption-_en
欧州委員会は、科学技術の進歩に適合させるため、特殊用途の片口金（コンパクト形）蛍光ランプ中の水銀の使用免除に関して欧州 RoHS 指令の附属書 III を改正する欧州委員会委任指令(案)を公開し、2021/7/15 までの意見募集を開始した。この委員会委任指令(案)は、RoHS 指令附属書 III のエントリー1(f)を改正するもの。

・Corrigendum to Commission Regulation (EU) 2021/850 of 26 May 2021 amending and correcting Annex II and amending Annexes III, IV and VI to Regulation (EC) No 1223/2009 of the European Parliament and of the Council on cosmetic products (Official Journal of the European Union L 188, 28 May 2021)
＜欧州委員会(EC)　2021 年 6 月 17 日＞
→ https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32021R0850R%2801%29&qid=1623989455135
欧州委員会は、2021/5/28 付け欧州官報 L 188 に掲載した欧州化粧品規則（EC）No 1223/2009 の附属書 II を改正および訂正し、附属書 III、IV、および VI を改正する 2021/5/26 付け欧州委員会規則（EU）2021/850 に対する正誤表を官報公示した。

・Technical Barriers to Trade Information Management System Regular notification G/TBT/N/EU/806
＜欧州委員会(EC)　2021 年 6 月 18 日＞
http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/172947?FromAllNotifications=True
欧州委員会は、REACH 規則の附属書 XIV を改正する欧州委員会規則(案)を WTO/TBT 通報した。この規則案は、認可の対象となる物質リストに 5 物質を追加することを提案するもので、この通報への意見提出は 2021/8/17 まで。WTO/TBT 通報文書
→ https://members.wto.org/crnattachments/2021/TBT/EEC/21_4219_00_e.pdf
→ https://members.wto.org/crnattachments/2021/TBT/EEC/21_4219_01_e.pdf

・Hazardous substances - exemption for mercury in general lighting lamps with a lifetime of 20,000 hours or more
＜欧州委員会(EC)　2021 年 6 月 18 日＞
https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/11686-Hazardous-substances-exemption-for-mercury-in-general-lighting-lamps-with-a-lifetime-of-20000-hours-or-more_en
欧州委員会は、科学技術の進歩に適合させるため、30W 未満で寿命が 20000 時間以上の一般照明用の片口金（コンパクト型）蛍光ランプ中の水銀の使用免除に関し、欧州 RoHS 指令の附属書 III を改正する欧州委員会委任指令(案)を公開し、2021/7/16 までの意見募集を開始した。この委員会委任指令(案)は、RoHS 指令附属書 III のエントリー1(g)を改正するもの。

・RoHS deleting exemptions for mercury in double-capped linear fluorescent lamps for general lighting purposes

＜欧州委員会(EC)　2021 年 6 月 18 日＞
https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/13087-RoHS-deleting-exemptions-for-mercury-in-double-capped-linear-fluorescent-lamps-for-general-lighting-purposes_en
欧州委員会は、科学技術の進歩に適合させるため、一般照明用途の 2 口金直管蛍光ランプ中の水銀の使用免除に関し、欧州 RoHS 指令の附属書 III を改正する欧州委員会委任指令(案)を公開し、2021/7/16 までの意見募集を開始した。この委員会委任指令(案)は、RoHS 指令附属書 III のエントリー2(a)、2(a)(1)、2(a)(2)、2(a)(3)、2(a)(4) および 2(a)(5)を改正するもの。

・Commission Regulation (EU) 2021/979 of 17 June 2021 amending Annexes VII to XI to Regulation (EC) No 1907/2006 of the European Parliament and of the Council concerning the Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals (REACH)
＜欧州委員会(EC)　2021 年 6 月 18 日＞
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32021R0979&qid=1624175616379
欧州委員会 (DG Environment) は、REACH 規則の附属書 VII から XI を改正する 2021/6/17 付け欧州委員会規則 (EU) 2021/979 を官報公示した。この委員会規則は官報公示の 20 日後に発効し、REACH 附属書の改正は 2022/1/8 より適用される。

・Glyphosate: EU regulators begin review of renewal assessments
＜欧州化学品庁(ECHA)　2021 年 6 月 15 日＞
https://www.echa.europa.eu/-/glyphosate-eu-regulators-begin-review-of-renewal-assessments
ECHA は、フランス、ハンガリー、オランダ、およびスウェーデンの当局で実施された除草剤グリホサートの評価書(案)を受け取り、ECHA と欧州食品安全機関 (EFSA) は、この評価結果について検討を開始すると発表した。ECHA と EFSA は報告書(案)に関する協議も並行して行い、これらは一般に公開されると報じている。グリホサートは、2022 年 12 月まで欧州での使用が許可されている。

・Highlights from June RAC and SEAC meetings
＜欧州化学品庁(ECHA)　2021 年 6 月 16 日＞
https://www.echa.europa.eu/-/highlights-from-june-rac-and-seac-meetings
ECHA は、リスク評価委員会 (RAC) が PFHxA その塩および PFHxA 関連物質を制限するというドイツの提案を支持する意見を採択し、同じ化学物質グループに関する社会経済分析委員会 (SEAC) の意見草案に関する協議が 7 月上旬に開始されることなど、最近の RAC と SEAC の活動を紹介している。

・Security breach on ECHA Website
＜欧州化学品庁(ECHA)　2021 年 6 月 18 日＞　https://www.echa.europa.eu/-/security-breach-on-echa-website
ECHA は、2021/6/17 に外部ユーザーが Web サイトの弱点を悪用し、無許可で悪意のある文書を ECHA Web サイトにアップロードしたとの通知を受けたことを公表。さらなる被害を防ぐための措置を講じたため、現在、ECHA の Web サイト全体で文書や写真にアクセスすることはできない旨、ご迷惑をおかけすることをお詫びするとともに、ご理解とご協力を賜りたいと報じている。2021/6/19(土曜日)時点で復旧したことを掲載した。

○米国

・EPA Launches New Electronic Reporting Application for TSCA Chemical Export Notifications
＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 6 月 14 日＞
https://www.epa.gov/chemicals-under-tsca/epa-launches-new-electronic-reporting-application-tsca-chemical-export
EPA は、TSCA 第 12 条(b)に基づく輸出届出を提出するための Central Data Exchange (CDX)を使用した新しい電子報告アプリケーションの運用を開始した。TSCA 第 12(b) は、輸出される化学物質の ID、出荷日、および仕向国について EPA に届出することを要求しており、EPA は、輸出される化学物質と規制措置に関する情報を仕向国政府に提供している。
官報公示　→
https://www.federalregister.gov/documents/2021/06/14/2021-12402/electronic-option-for-export-notifications-under-the-toxic-substances-control-act-tsca-notice-of

・IRIS Public Science Meeting (Jul 2021)
＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 6 月 14 日＞
https://www.epa.gov/iris/iris-public-science-meeting-jul-2021
EPA は、バナジウムおよび化合物（吸入暴露）の IRIS 評価計画に関して、一般および専門家からの意見を聴取する公開科学会議を 2021/7/14 に開催することを発表した。
・Certain New Chemicals; Receipt and Status Information for May 2021
＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 6 月 15 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2021/06/15/2021-12504/certain-new-chemicals-receipt-and-status-information-for-may-2021
EPA は、TSCA 第 5 条に基づき 2021/5/1～2021/5/31 の期間に受理した製造前届出(PMN)、重要新規利用届出(SNUN)、微生物商業活動届出(MCAN)、バイオテック免除、テストマーケティング免除、および新規化学物質の製造(輸入を含む)の開始通知(NOC)に加え、試験情報の受領や修正通知を官報公示した。掲載事項への意見提出は 2021/7/15 まで。
・National Primary Drinking Water Regulations: Lead and Copper Rule Revisions; Delay of Effective and Compliance Dates
＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 6 月 16 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2021/06/16/2021-12600/national-primary-drinking-water-regulations-lead-and-copper-rule-revisions-delay-of-effective-and
EPA は、2021/1/15 に官報公示された鉛および銅の規則改訂（LCRR）の発効日を 2021/12/16 まで延期し、LCRR で確立される 2024/1/16 の規則遵守日を 2024/10/16 に延期する最終規則を官報公示した。この発効の延期は、EPA が規則のレビューを完了し、影響を受ける当事者との協議に十分な時間を確保するためと説明している。この最終規則は 2021/12/16 に発効する。
・アメリカ環境保護庁、過去 50 年間に大気汚染物質の排出は大幅に減少し経済成長も維持と報告（発表日：2021/5/26）
＜EIC ネット：環境イノベーション情報機構　2021 年 6 月 14 日＞
https://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=45488&oversea=1
標記記事が掲載された。

○カナダ

・Performance measurement for toxic substances Performance measurement evaluation reports
＜カナダ　2021 年 6 月 18 日＞
https://www.canada.ca/en/health-canada/services/chemical-substances/performance-measurement-toxic-substances.html#pmer
カナダ政府は、DEHP（ビス（２－エチルヘキサン－１－イル）＝フタラート; CAS RN 117-81-7）のパフォーマンス測定評価を公開した。このパフォーマンス測定評価は、カナダ環境保護法（CEPA 1999）の下で有毒であることが判明した物質に対して実施されているリスク管理措置の有効性に関する情報を提供するもの。
DEHP のパフォーマンス測定評価　→
https://www.canada.ca/en/health-canada/services/chemical-substances/performance-measurement-toxic-substances/dehp.html
---

○韓国

・Technical Barriers to Trade Information Management System Addendum G/TBT/N/KOR/923/Add.1
＜韓国　2021 年 6 月 16 日＞
→ http://tbtims.wto.org/en/ModificationNotifications/View/172923?FromAllNotifications=True
韓国の技術標準院（KATS）は、安全基準の遵守の対象となる消費者製品（壁紙）の改訂草案を WTO/TBT 通報した。この改訂案では、鉛の濃度に関する安全要件が、300 mg / kg から 100 mg / kg に変更される。
この通報への意見提出は、通報日より 60 日間。

○オーストラリア

・Variation of Inventory listing following evaluation - 15 June 2021

＜オーストラリア　2021 年 6 月 15 日＞

https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/variation-inventory-listing-following-evaluation-15-june-2021

オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、化学物質の評価に基づき、ホウ酸トリス｛２－［２－（２－メトキシエトキシ）エトキシ］エチル｝(CAS RN 30989-05-0) を有害物質として再分類し、インベントリの収載条件を変更した。

****

[付録]

◇雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 110 号）　　*上記 [2] 関係*

［官報］ 令和 3 年 6 月 23 日　特別号外　第 53 号　1～5 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210623/20210623t00053/20210623t000530001f.html

○厚生労働省令第 110 号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条第一項第一号及び第二項の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 3 年 6 月 23 日　　厚生労働大臣　　田村　憲久

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
附　則	附　則
第十五条の四の三　第百二条の三第一項第一号イに該当する事業主であつて、同項第二号イ(1)の対象期間（以下この条において「対象期間」という。）の初日が令和二年一月二十四日から令和三年七月三十一日までの間にあり、かつ、新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされたもの（以下この条において「新型コロナウイルス感染症関係事業主」という。）に係る対象期間（以下この条において「新型コロナウイルス感染症特例対象期間」という。）については、第百二条の三第三項ただし書の規定は、適用しない。	**第十五条の四の三**　第百二条の三第一項第一号イに該当する事業主であつて、同項第二号イ(1)の対象期間（以下この条において「対象期間」という。）の初日が令和二年一月二十四日から令和三年六月三十日までの間にあり、かつ、新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされたもの（以下この条において「新型コロナウイルス感染症関係事業主」という。）に係る対象期間（以下この条において「新型コロナウイルス感染症特例対象期間」という。）については、第百二条の三第三項ただし書の規定は、適用しない。
２　（略）	２　（略）
３　新型コロナウイルス感染症関係事業主に係る第百二条の三第一項第二号の規定の適用については、同号イ中「(5)に規定する判定基礎期間の初日の前日において当該事業主に被保険者として継続して雇用された期間が六箇月未満である被保険者、解雇を予告された被保険者等」とあるのは「解雇を予告された被保険者等」と、同号イ(1)(i)中「当該事業主が指定した日（前号イに該当するものとして過去に雇用調整助成金の支給を受けたことがある事業主にあつては、当該指定した日が当該事業主の直前の対象期間の満了の日の翌日から起算して一年を超えているも	３　新型コロナウイルス感染症関係事業主に係る第百二条の三第一項第二号の規定の適用については、同号イ中「(5)に規定する判定基礎期間の初日の前日において当該事業主に被保険者として継続して雇用された期間が六箇月未満である被保険者、解雇を予告された被保険者等」とあるのは「解雇を予告された被保険者等」と、同号イ(1)(i)中「当該事業主が指定した日（前号イに該当するものとして過去に雇用調整助成金の支給を受けたことがある事業主にあつては、当該指定した日が当該事業主の直前の対象期間の満了の日の翌日から起算して一年を超えているも

のに限る。）から起算して一年」とあるのは「当該事業主が指定した日から起算して一年（当該事業主が指定した日が令和二年一月二十四日から同年十二月三十一日までの間にある場合は、当該事業主が指定した日から令和三年十二月三十一日まで）」と、同号ロ中「出向をした日の前日において当該事業所の事業主に被保険者として継続して雇用された期間が六箇月未満である被保険者、解雇を予告された被保険者等」とあるのは「解雇を予告された被保険者等」とする。	のに限る。）から起算して一年」とあるのは「当該事業主が指定した日から起算して一年（当該事業主が指定した日が令和二年一月二十四日から令和二年六月三十日までの間にある場合は、当該事業主が指定した日から令和三年六月三十日まで）」と、同号ロ中「出向をした日の前日において当該事業所の事業主に被保険者として継続して雇用された期間が六箇月未満である被保険者、解雇を予告された被保険者等」とあるのは「解雇を予告された被保険者等」とする。
４・５　（略）	４・５　（略）
６　新型コロナウイルス感染症に際し新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の令和三年五月一日から同年七月三十一日までの期間中の休業等については、同条第二項第一号の規定にかかわらず、当該休業等に係る同号の規定により対象被保険者に支払つた手当の額又は賃金の額に相当する額として算定した額の三分の二（中小企業事業主にあつては、五分の四）の額（その額を当該手当の支払の基礎となつた日数で除して得た額が一万三千五百円を超えるときは、当該額に当該日数を乗じて得た額）を支給するものとする。	６　新型コロナウイルス感染症に際し新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の令和三年五月一日から同年六月三十日までの期間中の休業等については、同条第二項第一号の規定にかかわらず、当該休業等に係る同号の規定により対象被保険者に支払つた手当の額又は賃金の額に相当する額として算定した額の三分の二（中小企業事業主にあつては、五分の四）の額（その額を当該手当の支払の基礎となつた日数で除して得た額が一万三千五百円を超えるときは、当該額に当該日数を乗じて得た額）を支給するものとする。
７・８　（略）	７・８　（略）
９　新型コロナウイルス感染症に際し新型コロナウイルス感染症関係事業主のうち中小企業事業主が行う第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の令和三年一月八日から同年四月三十日までの期間中の休業等については、同条第二項第一号並びにこの条第五項、第十一項、第十三項及び第十五項の規定にかかわらず、当該休業等に係る同号の規定により対象被保険者に支払つた手当の額又は賃金の額に相当する額として算定した額の五分の四の額（その額を当該手当の支払の基礎となつた日数で除して得た額が一万五千円を超えるときは、当該額に当該日数を乗じて得た額）を支給するものとする。	９　新型コロナウイルス感染症に際し新型コロナウイルス感染症関係事業主のうち中小企業事業主が行う第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の令和三年一月八日から同年四月三十日までの期間中の休業等については、同条第二項第一号並びにこの条第五項、第十一項、第十三項及び第十五項及び第十七項の規定にかかわらず、当該休業等に係る同号の規定により対象被保険者に支払つた手当の額又は賃金の額に相当する額として算定した額の五分の四の額（その額を当該手当の支払の基礎となつた日数で除して得た額が一万五千円を超えるときは、当該額に当該日数を乗じて得た額）を支給するものとする。
10　（略）	10　（略）
11　新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号。以下この項及び第十三項において「特措法」という。）第三十二条第一項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言に係る同項第二号に掲げる区域（以下この項において「対象区域」という。）の属する都道府県の知事が対象区域について同項第一号に掲げる期間に特措法第十八条第一項	11　新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号。以下この項、第十三項及び第十五項において「特措法」という。）第三十二条第一項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言（令和三年一月七日にされたものに限る。）に係る同項第二号に掲げる区域（以下この項において「対象区域」という。）の属する都道府県の知事が対象区域

に規定する基本的対処方針（第十三項において「基本的対処方針」という。）に沿つて行う新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号。第十三項において「特措法施行令」という。）第十一条第一項に規定する施設における休業、営業時間の変更、当該施設の収容率若しくは当該施設を利用できる人数の制限又は飲食物の提供を控えることその他職業安定局長が定める措置の実施の要請を受けて、新型コロナウイルス感染症関係事業主が新型コロナウイルス感染症に際し行つた第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の当該期間中の休業等（令和三年一月八日から同年七月三十一日までに行つたものであつて、対象区域にある施設におけるものに限る。以下この項において同じ。）及び当該休業等を行つた事業主が新型コロナウイルス感染症に際し行つた同号イに規定する対象被保険者の当該期間の末日の翌日から当該期間の末日の属する月の翌月の末日までの期間中の当該要請を受けた施設における休業等については、同条第二項第一号及びこの条第五項及び第六項の規定にかかわらず、当該休業等に係る第百二条の三第二項第一号の規定により対象被保険者に支払つた手当の額又は賃金の額に相当する額として算定した額の五分の四の額（その額を当該手当の支払の基礎となつた日数で除して得た額が一万五千円を超えるときは、当該額に当該日数を乗じて得た額）を支給するものとする。	について同項第一号に掲げる期間に特措法第十八条第一項に規定する基本的対処方針（第十三項及び第十五項において「基本的対処方針」という。）に沿つて行う新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号。第十三項及び第十五項において「特措法施行令」という。）第十一条第一項に規定する施設における休業、営業時間の変更、当該施設の収容率若しくは当該施設を利用できる人数の制限又は飲食物の提供を控えることの要請を受けて、新型コロナウイルス感染症関係事業主が新型コロナウイルス感染症に際し行つた第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の当該期間中の休業等（対象区域にある施設におけるものに限る。以下この項において同じ。）及び当該休業等を行つた事業主が新型コロナウイルス感染症に際し行つた同号イに規定する対象被保険者の当該期間の末日の翌日から当該期間の末日の属する月の翌月の末日までの期間中の当該要請を受けた施設における休業等については、同条第二項第一号及びこの条第五項及び第六項の規定にかかわらず、当該休業等に係る第百二条の三第二項第一号の規定により対象被保険者に支払つた手当の額又は賃金の額に相当する額として算定した額の五分の四の額（その額を当該手当の支払の基礎となつた日数で除して得た額が一万五千円を超えるときは、当該額に当該日数を乗じて得た額）を支給するものとする。
12　（略）	12　（略）
13　特措法第三十一条の四第一項第二号に掲げる区域のうち職業安定局長が定める区域（以下この項において「重点区域」という。）の属する都道府県の知事が特措法第三十一条の六第一項に基づき定める期間及び区域（重点区域にあるものに限る。）において基本的対処方針に沿つて行う特措法施行令第十一条第一項に規定する施設における営業時間の変更、当該施設の収容率若しくは当該施設を利用できる人数の制限又は飲食物の提供を控えることその他職業安定局長が定める措置の実施の要請を受けて、新型コロナウイルス感染症関係事業主が新型コロナウイルス感染症に際し行つた第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の当該期間中の休業等（令和三年七月三十一日までに行つたものであつて、重点区域にある施設におけるものに限る。以下この項において同じ。）及び当該休業等を行つた事業主が新型コロナウイルス感染症に際し行つた同号イに規定す	13　特措法第三十一条の四第一項第二号に掲げる区域のうち職業安定局長が定める区域（以下この項において「重点区域」という。）の属する都道府県の知事が特措法第三十一条の六第一項に基づき定める期間及び区域（重点区域にあるものに限る。）において基本的対処方針に沿つて行う特措法施行令第十一条第一項に規定する施設における営業時間の変更、当該施設の収容率若しくは当該施設を利用できる人数の制限又は飲食物の提供を控えることその他職業安定局長が定める措置の実施の要請を受けて、新型コロナウイルス感染症関係事業主が新型コロナウイルス感染症に際し行つた第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の当該期間中の休業等（令和三年六月三十日までに行つたものであつて、重点区域にある施設におけるものに限る。以下この項において同じ。）及び当該休業等を行つた事業主が新型コロナウイルス感染症に際し行つた同号イに規定する

る対象被保険者の当該期間の末日の翌日から当該期間の末日の属する月の翌月の末日までの期間中の当該要請を受けた施設における休業等については、同条第二項第一号並びにこの条第五項及び第六項の規定にかかわらず、当該休業等に係る第百二条の三第二項第一号の規定により対象被保険者に支払つた手当の額又は賃金の額に相当する額として算定した額の五分の四の額（その額を当該手当の支払の基礎となつた日数で除して得た額が一万五千円を超えるときは、当該額に当該日数を乗じて得た額）を支給するものとする。	対象被保険者の当該期間の末日の翌日から当該期間の末日の属する月の翌月の末日までの期間中の当該要請を受けた施設における休業等については、同条第二項第一号並びにこの条第五項及び第六項の規定にかかわらず、当該休業等に係る第百二条の三第二項第一号の規定により対象被保険者に支払つた手当の額又は賃金の額に相当する額として算定した額の五分の四の額（その額を当該手当の支払の基礎となつた日数で除して得た額が一万五千円を超えるときは、当該額に当該日数を乗じて得た額）を支給するものとする。
14　（略）	14　（略）
（削る）	15　特措法第三十二条第一項に規定する新型 インフルエンザ等緊急事態宣言（令和三年四月二十三日にされたものに限る。）に係る同項第二号に掲げる区域（以下この項において「対象区域」という。）の属する都道府県の知事が対象区域について同項第一号に掲げる期間に基本的対処方針に沿つて行う特措法施行令第十一条第一項に規定する施設における休業、営業時間の変更、当該施設の収容率若しくは当該施設を利用できる人数の制限又は飲食物の提供を控えることその他職業安定局長が定める措置の実施の要請を受けて、新型コロナウイルス感染症関係事業主が新型コロナウイルス感染症に際し行つた第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の当該期間中の休業等（令和三年六月三十日までに行つたものであつて、対象区域にある施設におけるものに限る。以下この項において同じ。）及び当該休業等を行つた事業主が新型コロナウイルス感染症に際し行つた同号イに規定する対象被保険者の当該期間の末日の翌日から当該期間の末日の属する月の翌月の末日までの期間中の当該要請を受けた施設における休業等については、同条第二項第一号並びにこの条第五項及び第六項の規定にかかわらず、当該休業等に係る第百二条の三第二項第一号の規定により対象被保険者に支払つた手当の額又は賃金の額に相当する額として算定した額の五分の四の額（その額を当該手当の支払の基礎となつた日数で除して得た額が一万五千円を超えるときは、当該額に当該日数を乗じて得た額）を支給するものとする。
（削る）	16　前項の事業主であつて第十項各号のいずれにも該当するものに対する前項の規定の適用については、同項中「五分の四」とあるのは、「十分の十」とする。
15　新型コロナウイルス感染症関係事業主のうち、新型コロナウイルス感染症に際し特に業況が悪化して	17　新型コロナウイルス感染症関係事業主のうち、新型コロナウイルス感染症に際し特に業況が悪化して

いるものとして職業安定局長が定める要件に該当するものが行う第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の令和三年一月八日から同年七月三十一日までの期間中の休業等については、同条第二項第一号並びにこの条第五項及び第六項の規定にかかわらず、当該休業等に係る第百二条の三第二項第一号の規定により対象被保険者に支払つた手当の額又は賃金の額に相当する額として算定した額の五分の四の額（その額を当該手当の支払の基礎となつた日数で除して得た額が一万五千円を超えるときは、当該額に当該日数を乗じて得た額）を支給するものとする。	いるものとして職業安定局長が定める要件に該当するものが行う第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の令和三年一月八日から同年六月三十日までの期間中の休業等については、同条第二項第一号並びにこの条第五項及び第六項の規定にかかわらず、当該休業等に係る第百二条の三第二項第一号の規定により対象被保険者に支払つた手当の額又は賃金の額に相当する額として算定した額の五分の四の額（その額を当該手当の支払の基礎となつた日数で除して得た額が一万五千円を超えるときは、当該額に当該日数を乗じて得た額）を支給するものとする。
16　（略）	18　（略）
17　新型コロナウイルス感染症に際し新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の休業等に係る同号及び同条第三項の規定の適用については、同号イ(2)(i)中「行われるもの」とあるのは「行われるもの若しくは労働者の雇用の安定を図るために必要なものとして職業安定局長が定めるもの」と、同号イ(5)中「十五分の一」とあるのは「三十分の一」と、「二十分の一」とあるのは「四十分の一」と、「以上となるもの」とあるのは「以上となるもの又はこれに準ずるものとして職業安定局長が定める要件に該当するもの」と、同項中「百日」とあるのは「百日に令和二年四月一日から令和三年七月三十一日までの期間中の休業等の実施日数を加えた日数」とする。	19　新型コロナウイルス感染症に際し新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の休業等に係る同号及び同条第三項の規定の適用については、同号イ(2)(i)中「行われるもの」とあるのは「行われるもの若しくは労働者の雇用の安定を図るために必要なものとして職業安定局長が定めるもの」と、同号イ(5)中「十五分の一」とあるのは「三十分の一」と、「二十分の一」とあるのは「四十分の一」と、「以上となるもの」とあるのは「以上となるもの又はこれに準ずるものとして職業安定局長が定める要件に該当するもの」と、同項中「百日」とあるのは「百日に令和二年四月一日から令和三年六月三十日までの期間中の休業等の実施日数を加えた日数」とする。
18　新型コロナウイルス感染症に際し新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の令和二年四月一日から令和三年七月三十一日までの期間中の教育訓練に係る同号の適用については、同号イ(2)(ⅱ)中「所定労働時間内に行われるものであつてその受講日において当該対象被保険者を業務に就かせないものであること。」とあるのは、「所定労働時間内に行われるものであること。」とする。	20　新型コロナウイルス感染症に際し新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の令和二年四月一日から令和三年六月三十日までの期間中の教育訓練に係る同号の適用については、同号イ(2)(ⅱ)中「所定労働時間内に行われるものであつてその受講日において当該対象被保険者を業務に就かせないものであること。」とあるのは、「所定労働時間内に行われるものであること。」とする。
19　新型コロナウイルス感染症に際し新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う第百二条の三第一項第二号ロに規定する出向対象被保険者の令和二年四月一日から令和三年七月三十一日までの期間中の出向に係る同号の規定の適用については、同号ロ(2)中「三箇月」とあるのは、「一箇月」とする。	21　新型コロナウイルス感染症に際し新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う第百二条の三第一項第二号ロに規定する出向対象被保険者の令和二年四月一日から令和三年六月三十日までの期間中の出向に係る同号の規定の適用については、同号ロ(2)中「三箇月」とあるのは、「一箇月」とする。
20　（略）	22　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

◇新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 111 号）　1　上記［2］関係

［官報］　令和３年６月 23 日　特別号外　第 53 号　5～6 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210623/20210623t00053/20210623t000530005f.html

○厚生労働省令第 111 号

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（令和二年法律第五十四号）第八条の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和３年６月 23 日　厚生労働大臣　田村　憲久

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則（令和二年厚生労働省令第百二十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
（新型コロナウイルス感染症対応休業支援金） **第三条**　新型コロナウイルス感染症対応休業支援金（法第四条に規定する新型コロナウイルス感染症対応休業支援金をいう。以下同じ。）は、令和二年四月一日から令和三年七月三十一日までの間（附則第二条において「対象期間」という。）に新型コロナウイルス感染症等の影響（法第三条第一項第三号に規定する新型コロナウイルス感染症等の影響をいう。附則第二条において同じ。）により事業主が休業させ、その休業させられている期間の全部又は一部について賃金の支払を受けることができなかった雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者であって、中小事業主（その資本金の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業主については一億円）を超えない事業主及びその常時雇用する労働者の数が三百人（小売業を主たる事業とする事業主については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については百人）を超えない事業主をいう。附則第二条において同じ。）に雇用されるものに対して支給するものとする。 ２　（略） ３　新型コロナウイルス感染症対応休業支援金は、第一項に規定する被保険者の賃金日額（休業を開始した月前六月のうちいずれかの三月に支払われた賃金（賞与を除く。）の総額を九十で除して得た額をいう。）に百分の八十を乗じて得た額（当該額が次の各号に掲げる休業させられている期間の区分に応じ、当該各号に定める額を超えるときは、その額）を日額とする。	（新型コロナウイルス感染症対応休業支援金） **第三条**　新型コロナウイルス感染症対応休業支援金（法第四条に規定する新型コロナウイルス感染症対応休業支援金をいう。以下同じ。）は、令和二年四月一日から令和三年六月三十日までの間（附則第二条において「対象期間」という。）に新型コロナウイルス感染症等の影響（法第三条第一項第三号に規定する新型コロナウイルス感染症等の影響をいう。附則第二条において同じ。）により事業主が休業させ、その休業させられている期間の全部又は一部について賃金の支払を受けることができなかった雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者であって、中小事業主（その資本金の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業主については一億円）を超えない事業主及びその常時雇用する労働者の数が三百人（小売業を主たる事業とする事業主については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については百人）を超えない事業主をいう。附則第二条において同じ。）に雇用されるものに対して支給するものとする。 ２　（略） ３　新型コロナウイルス感染症対応休業支援金は、第一項に規定する被保険者の賃金日額（休業を開始した月前六月のうちいずれかの三月に支払われた賃金（賞与を除く。）の総額を九十で除して得た額をいう。）に百分の八十を乗じて得た額（当該額が次の各号に掲げる休業させられている期間の区分に応じ、当該各号に定める額を超えるときは、その額）を日額とする。

一　令和二年四月一日から令和三年四月三十日までの間一万一千円 二　令和三年五月一日から同年七月三十一日までの間九千九百円 ４～10　（略） 附　則 第三条　新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第三十一条の四第一項第二号に掲げる区域のうち職業安定局長が定める区域（以下この条において「重点区域」という。）の属する都道府県の知事が同法第三十一条の六第一項に基づき定める期間及び区域（重点区域にあるものに限る。）において同法第十八条第一項に規定する基本的対処方針に沿って行う新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第十一条第一項に規定する施設における営業時間の変更、当該施設の収容率若しくは当該施設を利用できる人数の制限又は飲食物の提供を控えることその他職業安定局長が定める措置の実施の要請を受けて、令和三年五月一日から同年七月三十一日までの間に事業主が休業させ、その休業させられている期間の全部又は一部について賃金の支払を受けることができなかった第三条第一項又は前条第一項に規定する被保険者であって、当該要請の対象となる施設（重点区域にあるものに限る。）において役務の提供を行うものに対する第三条第三項（前条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、令和三年五月一日から同年七月三十一日までの間のうち、当該期間の初日の属する月の初日から当該期間の末日の属する月の翌月の末日までの間に限り、第三条第三項中「次の各号に掲げる休業させられている期間の区分に応じ、当該各号に定める額」とあるのは、「第一号に定める額」とする。 ２　新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十二条第一項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言に係る同項第二号に掲げる区域（以下この項において「対象区域」という。）の属する都道府県の知事が対象区域について同項第一号に掲げる期間に同法第十八条第一項に規定する基本的対処方針に沿って行う新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第十一条第一項に規定する施設における休業、営業時間の変更、当該施設の収容率若しくは当該施設を利用できる人数の制限又は飲食物の提供を控えることその他職業安定局長が定める措置の実施の要請を受けて、令和三年五月一日から同年七月三十一日まで	一　令和二年四月一日から令和三年四月三十日までの間一万一千円 二　令和三年五月一日から同年六月三十日までの間九千九百円 ４～10　（略） 附　則 第三条　新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第三十一条の四第一項第二号に掲げる区域のうち職業安定局長が定める区域（以下この条において「重点区域」という。）の属する都道府県の知事が同法第三十一条の六第一項に基づき定める期間及び区域（重点区域にあるものに限る。）において同法第十八条第一項に規定する基本的対処方針に沿って行う新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第十一条第一項に規定する施設における営業時間の変更、当該施設の収容率若しくは当該施設を利用できる人数の制限又は飲食物の提供を控えることその他職業安定局長が定める措置の実施の要請を受けて、令和三年五月一日から同年六月三十日までの間に事業主が休業させ、その休業させられている期間の全部又は一部について賃金の支払を受けることができなかった第三条第一項又は前条第一項に規定する被保険者であって、当該要請の対象となる施設（重点区域に所在するものに限る。）において役務の提供を行うものに対する第三条第三項（前条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、令和三年五月一日から同年六月三十日までの間のうち、当該期間の初日の属する月の初日から当該期間の末日の属する月の翌月の末日までの間に限り、第三条第三項中「次の各号に掲げる休業させられている期間の区分に応じ、当該各号に定める額」とあるのは、「第一号に定める額」とする。 ２　新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十二条第一項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言に係る同項第二号に掲げる区域（以下この項において「対象区域」という。）の属する都道府県の知事が対象区域について同項第一号に掲げる期間に同法第十八条第一項に規定する基本的対処方針に沿って行う新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第十一条第一項に規定する施設における休業、営業時間の変更、当該施設の収容率若しくは当該施設を利用できる人数の制限又は飲食物の提供を控えることその他職業安定局長が定める措置の実施の要請を受けて、令和三年五月一日から同年六月三十日までの

の間に事業主が休業させ、その休業させられている期間の全部又は一部について賃金の支払を受けることができなかった第三条第一項又は前条第一項に規定する被保険者であって、当該要請の対象となる施設（対象区域にあるものに限る。）において役務の提供を行うものに対する第三条第三項（前条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、令和三年五月一日から同年七月三十一日までの間のうち、当該期間の初日の属する月の初日から当該期間の末日の属する月の翌月の末日までの間に限り、第三条第三項中「次の各号に掲げる休業させられている期間の区分に応じ、当該各号に定める額」とあるのは、「第一号に定める額」とする。	間に事業主が休業させ、その休業させられている期間の全部又は一部について賃金の支払を受けることができなかった第三条第一項又は前条第一項に規定する被保険者であって、当該要請の対象となる施設（対象区域にあるものに限る。）において役務の提供を行うものに対する第三条第三項（前条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、令和三年五月一日から同年六月三十日までの間のうち、当該期間の初日の属する月の初日から当該期間の末日の属する月の翌月の末日までの間に限り、第三条第三項中「次の各号に掲げる休業させられている期間の区分に応じ、当該各号に定める額」とあるのは、「第一号に定める額」とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

◇工学系女子、社会変える　女子大初の工学部　奈良女

＜朝日新聞　2021年6月24日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP6R6X9MP5LPOMB00K.html

女子大初となる工学部の来春の新設に向け、国立大学法人の奈良女子大学（奈良女、奈良市）が準備を進めている。男性が工学分野でも多数を占めるなか、見落とされている社会の様々な課題を探し、解決する「工学系女子」の育成をめざす。掲げるキャッチフレーズは「私、工学　世界は変わる。」。

◇

「女性が考え出した製品で、社会が便利になったり、幸せになったり、平和になったりしてもらえたら」。今岡春樹学長（69）は、卒業生に、企業や研究機関で、あるいは起業家として工学分野のリーダーをめざしてほしいと期待する。

工学部で福祉工学などを担当する予定の特任講師の安在絵美さん（31）は、医療情報の分野から工学の世界に入った。中学時代に母親をがんで亡くした。闘病生活を支えるうちに自然と医療や福祉の道を志した。

東京医療保健大学で、医療機関のシステム開発などを扱う医療情報を学び、お茶の水女子大大学院に進んだ。介護施設や医療施設へ積極的に見学に行き、現場で「何が役に立つか」と常に考えた。在学中に、高齢者の歩き方を分析し、転倒防止に役立てるため、圧力を測る装置付きの靴を開発。健康運動指導士と連携し、秋田県潟上市の介護施設などで、歩行指導につなげている。

「工学が生活とつながっているとわかれば、女子にももっと親近感を持ってもらえると思う」

◇

文部科学省の20年度学校基本調査によると、全国の4年制大学で女子学生の比率は全体で45%だが、工学部は15%にとどまる。

工学部新設に向けて奈良女が実施した事前調査では、回答した約1500人の女子高校生のうち「工学に興味がある」との意向を示したのは25%にとどまった。設置審査に向けたニーズ調査では、奈良女の工学部を「受験したい」と答えた生徒は300人を超えたが、奈良女は機械や電気は「男性の仕事」というイメージが根強く、理数系に強い女子は医学部や薬学部などをめざす傾向があると分析している。

一方で、産業界からの需要は高まっている。奈良女の工学部新設について奈良経済同友会など県内の経済団体は奈良女への要望書で「社会や地域にイノベーションを創出する女性工学系人材の育成という目的は大いに期待できる」などと歓迎している。奈良女が委託して実施した企業調査でも、回答した全国172社の9割超が工学部の卒業生について「採用したい」と答えている。

新設される工学部に関心があるという奈良市の奈良女子大付属中等教育学校6年、林田京華さん（17）は最初「人が集まるのかな」と驚いたという。だが分野を横断できるカリキュラムに魅力を感じ、「ものづくりが好きな

ら、女子でもやっていける」と話す。

男女共学の場合、女子学生が男子学生の目を気にして「ジェンダーロール」を演じ、リーダーシップや向上心を低く見せてしまう現象もあるという。今岡学長は「男女別学の方が、『女性らしさ』を気にせずに自由に学べるという効果もある」と指摘する。

◇

理工系の女子学生を増やすため、教育現場では様々な取り組みが続けられている。

内閣府男女共同参画局は05年度から、「理工チャレンジ」と題し、女子中学生・高校生が理工分野に興味を持ち、進路選択を促せるように、イベント開催や情報発信をしている。大阪府立大学（堺市）は11年に、理系の女子大学院生のチーム「IRIS」を結成し、子ども向けの実験イベントやオープンキャンパスでの進路相談などを実施している。

芝浦工業大学（東京都）は13年に男女共同参画推進室を設置し、27年度に女性の教員と学生の比率を30%にするという数値目標を設定した。20年の比率は学部生で18・3%、大学院生は15・8%、教員は20・8%と着実に増えている。

世界最大の技術者団体「IEEE（アイトリプルイー）」には女性技術者の支援グループがあり、05年には日本にもこのグループが誕生した。現在、100名以上の会員が活動している。

20年度まで会長を務めた芝浦工業大学デザイン工学部の野田夏子教授（情報科学）は「ひとり一人の思い込みで、『女子は理工学じゃないよね』という風潮ができている」と指摘。理工系の女性研究者を増やすことについて「数値目標にネガティブな反応もあるが、単なる数合わせをしたいわけではない。耳を傾けて皆で考えてもらえば、社会の意識も変わっていくと思う」と話す。

◇

奈良女子大学は全国に2校ある国立女子大学の一つ。1908年に設置された奈良女子高等師範学校を前身に、49年に開学した。2021年5月時点で文学、理学、生活環境学の3学部と大学院があり、学生数は約2600人。

工学部は来年4月の開設予定で、入学定員は45人。昨年3月に設置申請し、大学設置・学校法人審議会の審議を経て、12月に文部科学相に設置の答申が出ている。今年9月には学生の募集を始める予定だ。

カリキュラムでは、物理や数学など基礎となる科目に加え、「電気を通す布で、新しい服を作るとしたら、どんなことに応用できるか」といったテーマに取り組む、PBLと呼ばれる演習を設定。実際に課題を見つけ、工学の技術や知識で解決する力を養う。将来のキャリア形成を見据えて、起業論やジェンダー論、自己プロデュースに関する科目も用意している。

◇「1本50円」の格安自販機　京大熊野寮で撤去の危機

＜朝日新聞　2021年6月24日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP6R6W0YP6RPLZB016.html

京都大の学生寮「熊野寮」（京都市左京区）には、1本50円で缶コーヒーが買える格安の自動販売機がある。これが「違法設置だ」として、大学側が今月、寮に撤去を通告した。学生らは寮の自治だと訴える。「なくなったら困る」と切実な声も聞こえてくる。

寮の自販機は、食堂の4台と、丸太町通に面した1台がある。缶コーヒーは50円からと激安で、ペットボトルも80〜100円で買えるものが目立つ。当たりが出ると、もう1本もらえる自販機1台もある。

サンガリアの「ラムネオー」や「ミラクルエナジーV」、佐藤製薬の「スパークリングユンケルV」、チェリオの「チェリオメロン」など、コンビニではなかなかお目にかかれない品ぞろえも特徴だ。

5台のうち、食堂の1台は大学生協が管理し、飲料大手キリンビバレッジの商品を110円程度で買える。残り4台は寮自治会が学生の福利厚生のため、2008年以降に業者と契約して設置したサンガリアやチェリオなどの商品が並ぶ自販機だ。寮自治会によると撤去対象はこの4台だという。

どういうことなのか。大学が…

********** 以上 **********